

中学3年生インフルエンザ 予防接種費用の一部を助成します



町内在住の中学3年生を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。接種を希望される方は、事前に医療機関に予約の上、体調の良いときに予防接種を受けてください。

接種期間	10月1日(水)～令和8年1月31日(土)
対象	接種日現在、町内在住の中学3年生
自己負担額	1,000円 ※生活保護受給者の方は、受給者証の提示により無料となります。
接種回数	期間中1回

▼持ち物／予診票、母子健康手帳、健康保険証(マイナ保険証)、保護者が同伴でない場合は委任状、生活保護受給者の方は生活保護受給者証
▼予診票等必要書類／中学校を通じて対象の生徒に配布しています。町外の中学校に通学されている場合は、ご自宅に郵送しています。

▼その他／接種の際は、原則保護者の方の同伴と同意(予診票への署名)が必要です。保護者の方が同伴できない場合は、必ず委任状を提出してください。
▼申し込み／町内および深谷市内の契約医療機関へ、直接お申し込みください。契約医療機関の一覧は、予診票等必要書類と一緒に配布していますのでご確認ください。

※契約医療機関以外で接種した場合は、窓口で接種費用の全額を支払っていただいた後、補助金申請をしていただく必要があります。事前に健康づくり課へご連絡ください(申請期限は接種日から6カ月後まで)。

問 健康づくり課
(☎581・2121内線212・217)

10月は骨髄バンク推進月間です！

骨髄バンクは、白血病をはじめとする血液疾患の治療のため、骨髄移植等が必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐ公的事業です。

毎年、数万人の方が白血病等の重い血液の病気と診断され、そのうち約2000人の方がドナーからの移植を望んでいます。一人でも多くの患者さんを救うには、一人でも多くのドナー登録が不可欠である中、特に若い世代の方のドナー登録が少ない状況です。事前に約2mLの採血をすることで、ドナーになることができます。

寄居町骨髄移植ドナー支援事業

町ではドナー登録後、実際に骨髄等を提供された方に対して、助成金を交付しています。

▼対象／寄居町の住民基本台帳に記載されている方で、(公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄等の提供を完了した方

※国、地方公共団体、独立行政法人およびドナー休暇の取得が可能な事業所に勤務する方は除きます。

▼助成金額／1日当たり2万円

※1回の提供につき7日を上限

▼申請期限／骨髄等の提供が完了した日から原則90日以内

▼その他／必要書類等の詳細は、健康づくり課へお問い合わせください。

問 健康づくり課
(☎581・2121内線212)

まずは、骨髄バンクについて考えてみませんか。詳細は(公財)日本骨髄バンクのホームページをご覧ください。



高齢者インフルエンザおよび新型コロナワクチン 予防接種費用の一部を助成します

高齢者を対象に、インフルエンザおよび新型コロナワクチン予防接種費用の一部を助成します。

▼持ち物／予診票、健康保険証(マイナ保険証)、お薬手帳、生活保護受給者の方は生活保護受給者証、②に該当する方は身体障害者手帳

①に該当する方には、9月中旬にご自宅へ郵送しています。12月1日(令和8年2月1日)の間に65歳になる方は、11月に郵送します。
②に該当する方で、接種を希望される場合は、電話または電子申請・届出サービスで健康づくり課へお申し込みください。申し込みを確認後、予診票を郵送します。

接種期間	10月1日(水)～令和8年1月31日(土)
対象	接種日に町内在住で、次に該当する方

- ①65歳以上の方
 - ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級程度の方)
- ※年齢は接種日時点です。

自己負担額	●インフルエンザ予防接種 1,000円 ●新型コロナワクチン予防接種 6,000円 ※生活保護受給者の方は、受給者証の提示により無料となります。
接種回数	期間中 それぞれ1回



▼申し込み／医療機関によって、申し込み方法が異なります。詳細は町から郵送した案内通知および予診票をご確認ください。
▼町外医療機関で接種する場合／町外の医療機関で接種したことがない方で、初めて接種を希望される場合は、事前に健康づくり課へお問い合わせください。
※医療機関によっては、窓口で接種費用の全額を支払っていただいた後、健康づくり課で補助金申請をしていただく必要があります(申請期限は接種日から6カ月後まで)。

問 健康づくり課
(☎581・2121内線212・217)

ご存じですか？情報流通 プラットフォーム対処法

「情報流通プラットフォーム対処法」(旧プロバイダ責任制限法)は、インターネット上の誹謗中傷や権利侵害への対応を強化するための法律で、令和7年4月1日に施行されました。この法律では、SNSなどを運用する大規模プラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付けています。

【削除対応の迅速化】

- ・削除申出窓口および手続きを整備し公表する。
- ・削除申出への対応体制を整備する。
- ・削除申出に対し、原則として一定期間内に判断し通知する。

【運用状況の透明化】

- ・削除基準を策定し公表する。
- ・削除した場合、発信者へ通知する。

SNSなどを利用する際の注意点

- 情報の真偽をよく確認し、安易に拡散しない。
- ↓デマや誤情報の拡散はトラブルの原因になります。
- 個人情報等をむやみに公開しない。
- ↓氏名、住所、電話番号、位置情報などは慎重に扱います。
- 誹謗中傷や差別的な書き込みをしない。
- ↓インターネット上でも法的責任が問われる可能性があります。
- 著作権を尊重する。
- ↓他人の画像、文章、動画などの無断使用は違法となる場合があります。

問 人権推進課

(☎581・2121内線251)



年金持報

今月は
社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書

日本年金機構から郵送される、令和7年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発送予定は次のとおりです。

令和7年1月～9月の間に納付した方
↓10月～11月
10月～12月の間に今年初めて納付する方
↓2月

※ねんきんネットの電子送付をご利用の方は、右記予定よりも早い受け取りが可能です。

※控除証明書や保険料の領収証書は、年末調整または確定申告で利用することにより、所得税等の税額を減らすことができます。控除証明書の発行は役場では行っていないので、紛失等の場合は「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせください。

問 ねんきん加入者ダイヤル
(☎0570・003・004)

※問い合わせの際は、基礎年金番号が分かる書類をご用意ください。

